

社会福祉法人西郷村社会福祉協議会の評議員等で  
非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西郷村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の非常勤の評議員等（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要事項に関して定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員等の報酬は、別表のとおりとする。

(支給)

第3条 報酬が日額で定められている評議員等については、理事会、評議員会に出席した都度、これを支給する。

2 報酬が、年額で定められている評議員等については、毎年9月と3月の末日にそれぞれ2分の1の額を支給する。

3 報酬が年額で定められている評議員等が月の途中において就任したときは、その就任の月から月割計算により報酬を支給し、任期満了、辞任、死亡等によりその職を離れたときは、その月分の全額を支給する。

4 前各項の報酬は、行政職に就くものに対しては、これを支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員等が本会の職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3 前項の旅費の支給方法等については本会旅費規程の定めるところによる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任規定)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬	車賃	日当	食卓料	宿泊料 (一夜につき)	
		(1 kmつ き)	(一日 額)	一夜につ き	甲地方	乙地方
会 長	384,000 円 (年額)	37 円	2,600 円	2,600 円	10,900 円	9,800 円
副会長	192,000 円 (年額)	37 円	2,600 円	2,600 円	10,900 円	9,800 円
理事（会長・ 副会長は除 く）	4,000 円 (日額)	37 円	2,600 円	2,600 円	10,900 円	9,800 円
監事	4,000 円 (日額)	37 円	2,600 円	2,600 円	10,900 円	9,800 円
評議員	4,000 円 (日額)	37 円	2,600 円	2,600 円	10,900 円	9,800 円

※ 宿泊料は、用務の都合上特に必要と認める場合は実費を支給する。